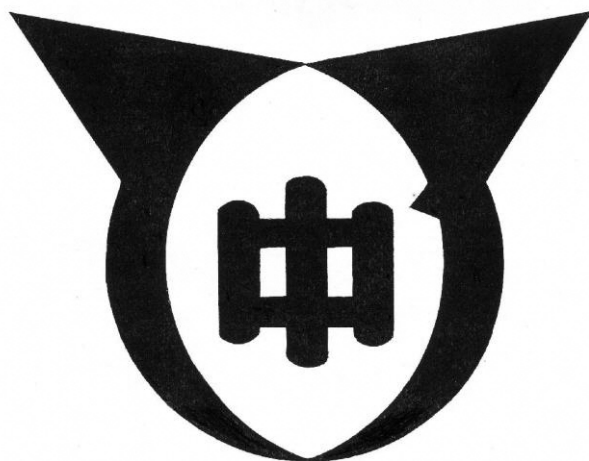


甲賀市立城山中学校

いじめ防止基本方針



平成 26 年（2014 年） 4 月制定

令和 4 年（2022 年） 4 月改定

令和 5 年（2023 年） 4 月改定

令和 7 年 4 月

目 次

1、 はじめに	・ ・ ・ ・ ・ 1.
2、 いじめの定義	・ ・ ・ ・ ・ 1.
3、 いじめの禁止	・ ・ ・ ・ ・ 2.
4、 いじめ未然防止のための組織	・ ・ ・ ・ ・ 2.
5、 学校全体としての取り組み	・ ・ ・ ・ ・ 3.
学校の基本姿勢	・ ・ ・ ・ ・ 3.
(1) いじめ未然防止のための取り組み	・ ・ ・ ・ ・ 3.
(2) いじめの早期発見	・ ・ ・ ・ ・ 3.
(3) いじめへの対処	・ ・ ・ ・ ・ 4.
(4) 家庭および地域との連携	・ ・ ・ ・ ・ 4.
【家庭】	・ ・ ・ ・ ・ 4.
【地域】	・ ・ ・ ・ ・ 4. 5.
(5) 関係機関との連携	・ ・ ・ ・ ・ 5.
6、 重大事案への対処	・ ・ ・ ・ ・ 5.
(1) 重大事態の意味について	・ ・ ・ ・ ・ 5.
(2) 事実関係を明確にするための取り組み	・ ・ ・ ・ ・ 5.
7、 基本方針の見直し	・ ・ ・ ・ ・ 6.
8、 いじめ防止等に向けての年間計画	・ ・ ・ 6. 7.
9、 重点化した取り組み部分	・ ・ ・ 8.
本校のストップいじめアクションプラン	・ ・ ・ ・ ・ 9. 10.

甲賀市立城山中学校 いじめ防止基本方針

平成26年（2014年）4月1日制定

令和5年（2023年）4月1日改定

甲賀市立城山中学校長

1、はじめに

いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応は学校における重要課題のひとつである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに城山中学校のいじめ防止等に関する基本的な方針を策定する。

いじめ問題への取組は、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携のもと、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、すべての生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2、いじめの定義

1. 「いじめ」とは、生徒等に対して、学校の内外において一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット、スマホ、ラインを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、良好な関係を再び築いた場合であっても（「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対処をする場合もあるが）いじめに該当する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2. 「生徒」とは、本校に在籍する生徒をいう。
3. 「保護者」とは、親権を行うものをいう。
4. 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団などを言う。
5. 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。外見的にはけんかのようにあっても、いじめられている生徒等の感じる被害性による見極めが必要である。

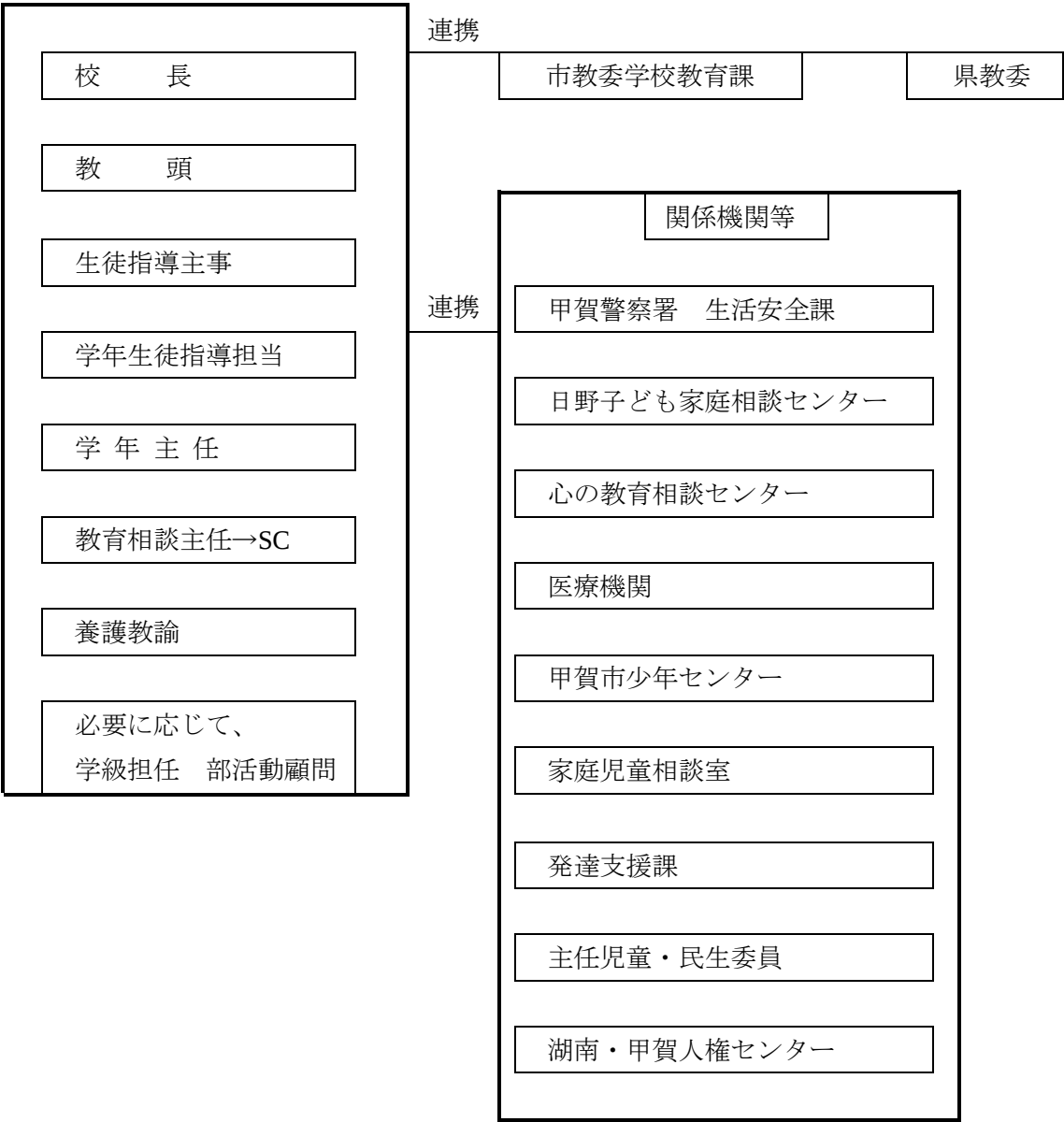
3、いじめの禁止

本校生徒は、いかなる事があってもいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

4、いじめ防止等のための組織

「いじめ」は、いじめられた生徒の立場に立って問題の解決にあたらなければならない。そのためには、生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第 20 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（城山中学校いじめ防止対策委員会）を活用して行う。学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ いじめ防止対策委員会（いじめの認定を含む）



5、学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応にかかる教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する取組方法を具現化し実践していく。こうした取組を徹底することによって、「いじめを許さない」学校を目指す。

(1) いじめ未然防止のための取組

いじめの未然防止については、学校教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは決して許されない」とことや傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させ、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進め、すべての生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動やいじめを許さない学校風土をつくり出そうとするいじめ防止に資する活動等、生徒自身の主体的な活動を支援する。

また、パソコンやスマートフォン等を利用したインターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であること、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為であることから、生徒に対して理解させる取組を推進するとともに実態把握を行い、迅速かつ的確に対処できる体制の整備に努める。

- ① 生徒等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 生徒があらゆる活動の中で、自尊感情を高められ、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育および体験活動等の充実を図る。
- ④ P T Aや地域の関係団体等との協力体制を構築するとともに、相談窓口の周知に努める。
- ⑤ 情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進する。

(2) いじめの早期発見

日常の生徒理解や未然防止の取組とともに、いじめが発生した際には迅速な対応が求められる。そのためには、周囲の大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを見逃したり、隠したりすることなく積極的にいじめを認知し取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のため、個別ライフノート、定期的なアンケート調査、個別教育相談、業間における巡回指導を実施する。
- ② 欠席時の早期家庭訪問、S Cによるカウンセリングを実施する。
- ③ さまざまな電話相談窓口等の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制や環境を整える。
- ④ 保護者へいじめ防止対策委員会の周知を図り、訴えやすい体制を整える。
- ⑤ P T Aや地域・家庭・関係機関等と連携して生徒を見守っていく。
- ⑥ いじめと思しき内容については、迅速かつきめ細やかな対応を行う。
- ⑦ いじめの防止、対処等が専門知識に基づき適切に行われるよう、研修を充実させ、組織的対応力や危機管理能力を高める。

（３）いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し事情を聴き取る。さらに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。

- ① 被害者、加害者、周囲の者からの聴き取り
- ② 被害者・通報者の安全確保
- ③ 保護者への連絡
- ④ 教育委員会への報告・相談
- ⑤ 学校としての組織対応
- ⑥ 被害保護者・加害保護者への説明
- ⑦ 被害者の思いを踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関や弁護士、医師等の外部専門家との連携
- ⑧ 教育相談機能や福祉、医療、司法、警察等を活用した加害者の指導
- ⑨ 被害者との連絡を密にした被害者への継続支援
- ⑩ 聴き取りや対応内容の記録

また、パソコンやスマートフォン等を利用した書き込み等によるいじめや不適切な書き込みについては、被害の拡散を防ぐため、地方法務局等の指導のもと、プロバイダーに対して速やかに削除を求めるなどの必要な措置を講じる。

いじめの認知解消にあたっては少なくとも次の２点の要件を満たしているものとするが、再発する可能性が十分あることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

- ① いじめが止んでいる状態の３ヶ月間以上の継続
- ② 心身の苦痛の有無を確認する被害者及び被害保護者への面談

（４）家庭および地域との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【家庭】

学校と保護者が一体となった取組をするために、学年通信、学級通信等の情報発信を行い、いじめに関わる情報を伝える。また、情報・啓発文書等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。さらに、教職員が、家庭での子どもの様子を聴き取り、生徒が抱える問題に、共通認識をもって対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ ＰＴＡの活動で、いじめ未然防止のための啓蒙、研修の充実を図る。

【地域】

校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題について話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から意見をいただきながら取組を進める。また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、スポーツ少年団指導者、クラブチーム指導者等の協力を得て、地域での子育ての在り方や、親子での取組を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会で協議し、意見をいただく。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との連携が必要である。「いじめ」の中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものについては、早期に警察に相談することとし、生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合には、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の思いへの配慮も踏まえた上で、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 生徒の学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

6、重大事案への対処

（１）重大事案の意味について

重大事案とは、いじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合
精神性の疾患を発症した場合

②相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記の目安にとらわれず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたり、市および学校いじめ防止基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年度 3 月文部科学省）」に従って適切に対応するものとする。学校が調査の主体として不適切な場合は、市教育委員会がこれにあたり学校は全面的に協力する。

（２）事実関係を明確にするための取組

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- | | | |
|------------------------------|------------|------------|
| ・ いつから（いつ頃から）か | ・ どこであったのか | |
| ・ 誰から行われたのか | ・ 誰に対してなのか | ・ なぜ起こったのか |
| ・ どのような様態だったのか | ・ 何があったのか | |
| ・ いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題点は何か | | |
| ・ 学校教職員がどのように対応したか | | |

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。また調査においては、累積性、遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

7、基本方針の見直し

基本方針は随時見直し、より実効性のあるものとしていく。

8、いじめ防止等に向けての年間計画

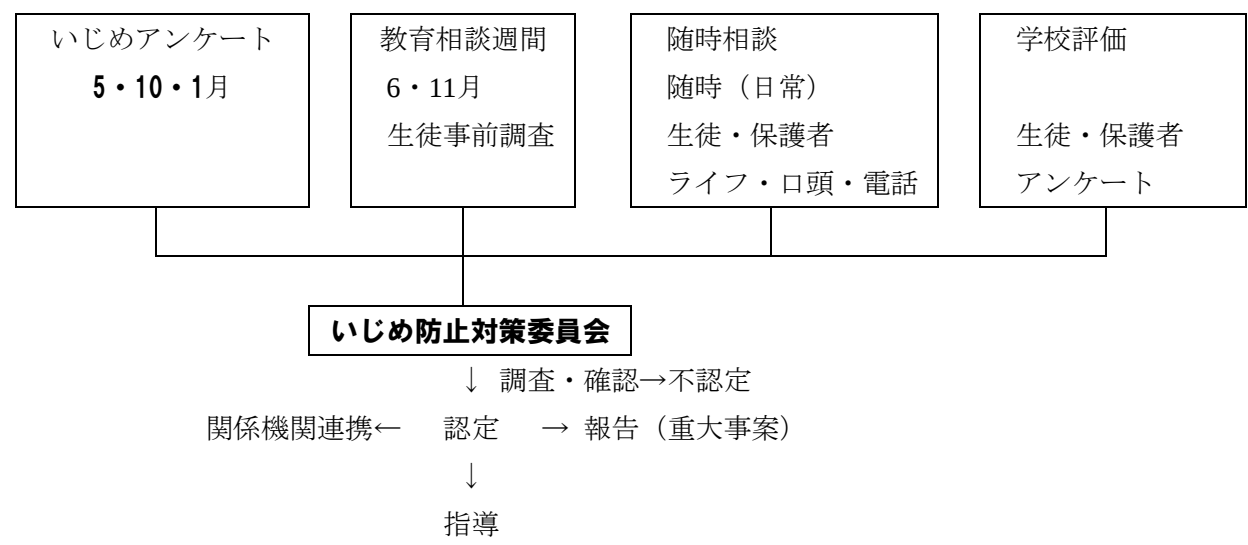
令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」（甲賀市立城山中学校）

□：教職員の取り組みや活動 ○：生徒の取り組みや活動 △：PTA の取り組みや活動
◇：地域の取り組みや活動
(特に重点的に取り組む内容・・・■：●：▲：◆のマーク)

	教職員・生徒の取り組みや活動	PTA・地域の取り組みや活動
4月	■職員研修(昨年度までの取り組み)(職員会議) ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	
5月	○2年道徳「生命の尊さ」 ○学活・よりよい人間関係を築くために ●いじめアンケート実施・集約 ●教育相談アンケート実施 ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	
6月	○学活・身の回りの人権を考えるⅠ ○1年、3年道徳「生命の尊さ」 ○生徒会「シャイニングスマイル」週間 ■個別教育相談＜教育相談週間＞ ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	△PTA指導・研修部通学参観
7月	■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	
8月	■いじめ問題職員研修 ■夏季休業中の問題行動の経過報告	
9月	■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	
10月	○1年、2年道徳「生命の尊さ」 ●いじめアンケート実施・集約 ■教育相談・生徒指導の経過報告(職員会議)	△PTA指導・研修部通学参観

11月	■個別教育相談＜教育相談週間＞ ○△生徒・保護者学校評価アンケート ○学活・身の回りの人権を考えるⅡ ○3年道徳「生命の尊さ」 ■教育相談・生徒指導の経過報告（職員会議） ○教育相談アンケート実施・集約	△PTA指導・研修部通学参観 △PTA親子研修会
12月	■教育相談・生徒指導の経過報告（職員会議）	
1月	○1年道徳「生命の尊さ」 ■教育相談・生徒指導の経過報告（職員会議）	△PTA指導・研修部通学参観
2月	○2年道徳「生命の尊さ」 ●いじめアンケート実施・集約 ■教育相談・生徒指導の経過報告（職員会議）	
3月	○3年道徳「生命の尊さ」 ■教育相談・生徒指導の経過報告（職員会議）	
年間を通して	●学級においてライフノートを記入、1日の振り返りを行う。 ○部活動の振り返りを行う。 ■授業中と業間に各階に職員を配置、観察等見守り指導にあたる。 ○生活委員による放課後の週番活動。 教室美化、施錠、残留生徒の確認。 ○生徒会による挨拶運動 ■いじめ防止対策委員会の開催 （事案発生時は随時開催）	

9、 重点化した取組部分



- 「いじめ」に特化したアンケートを、年間3回、記名式で行う。
家庭で記入させ、シークレットファイルにて回収する。
- 教育相談については、いじめも含めた悩みを対象とし、相談する教職員も生徒が選択できるようにする。
- 部活動に関わって、該当学年担当と連携をとる。
- いじめ防止対策委員会を立ち上げ、アンケートや随時相談、教育相談からの情報を整理・集約し事実確認を行う。いじめであると判断した場合は、指導の過程について協議する。重大な事案については、教育委員会への報告、関係機関と連携をとる。

わが校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

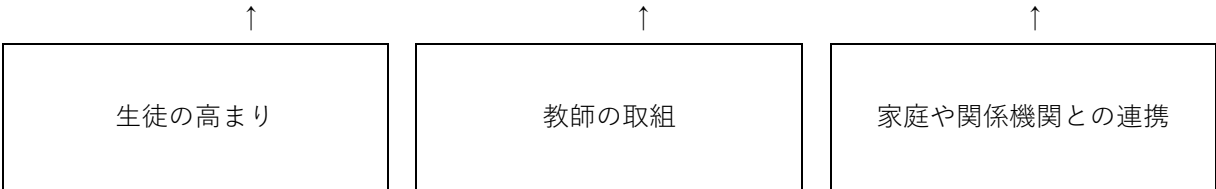
目指す学校像（教育目標）

たしかな学力を身につけ、たくましい社会人として、
社会に貢献できる基礎となる力の育成を目指す

＜目指す生徒像＞

- 1. 自分で考え、自分を認め、自己決定できる中学生
- 2. 自他共の命を大切にし、思いやり、協力し合う中学生
- 3. 自由を尊び、責任と節度のある中学生

正義を愛し、いじめをしない、させない学校



具 体 的 な ア ク シ ヨ ン	①生徒会や学年単位で人権標語やポスター等を作成して掲示する。人権意識を磨くための取組を行う。	①報告・連絡・相談を密にし、いじめの早期対応・いじめ解消に向けて、効果的な指導に努める。	①PTA指導・研修部と連携して、親子研修会などの研修会を実施する。
	②生徒会を中心とした意見箱を設置する。	②教育相談期間（6月と11月）を設け、教育相談体制を充実させる。	②各家庭での子どもの自尊感情を高めることについて啓発する。
		③年3回、いじめアンケートを実施する。	③
		④見守り指導（休み時間・毎授業）と、いじめの疑いのあるケースの把握と組織的な取組を行う。	
↑	↑	↑	

教師の姿勢	・常に生徒と共にあり、生徒の成長を願い全力投球する。 ・リーダーを育成する。 ・助け合い、支え合う仲間づくりを行う。	・教えるプロとして、確かな指導力をつける。 ・自尊感情や人権感覚を高める方法の研修を行う。 ・生徒と共に組織的な取組を進める。 ・教職員集団の一員として組織的な取組を進める。 ・いじめを絶対に許さない、いじめられている生徒を最後まで守り通す、姿勢をもつ。	・保護者や関係機関など、多くの人と力を合わせた取組を進める。 ・保護者が相談しやすい学校の雰囲気をつくる。
-------	--	---	--

課題解決のポイント	・学校において、生徒の自尊感情を高める。 ・社会についての正しい見方や考え方を育てる。 ・自治能力を高め豊かな人間性を培う。 ・民主的な集団と自主性、自律性を育てる。	・教育相談体制づくりを推進する。 ・良好な関係を基盤とした、豊かな人間関係づくりを行う。 ・加害者、被害者への指導にとどまらず、傍観的立場の生徒についてしっかりと指導していく。	・家庭内において子どもの自尊感情を高める。 ・生徒、保護者との信頼関係をより一層深めるため、地域、家庭、SC、SSWと連携をしていく。
-----------	--	--	--

課題	・支援を要する生徒や規範意識に乏しい生徒が増加し、ルール・マナーが守れなかったり、他者に対して思いやりに欠ける言動があったりする。 ・いじめの現場に出会ったときに、仲裁に入ったり、助けを求めたりする生徒が常に現れるところまで高まっていない。また、人間関係をうまく築けず、トラブルへ発展するケースもある。
----	--